

取扱職種の範囲等の明示

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 により、以下項目を明示します。

●取扱職種の範囲等

- ・ 取扱職種：全職種 ・ 地域：国内

●手数料に関する事項

- ・ 求職者から徴収する手数料等はありません。求職受付手数料を徴収していません。
- ・ 求人者から徴収する手数料等については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人・求職の申込みを受理した 時以降、 求人・求職者に提供する 紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年 間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50.0% 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための 求人者に対する専門的な相談・ 助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年 間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50.0% 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者 の開拓や そのための調査・探索	着手金 1, 000, 000 円。 活動一日当たり 15, 000 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年 間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載 されている額）の 50.0% 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者 に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年 間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50.0% 手数料負担者は求人者とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情の申出があった場合は、職業安定機関と連携を図りつつ、誠意をもって対応いたします。

苦情申出先：ジャパンホールディングス株式会社 職業紹介責任者 吉田 晴美

連絡先：(0285) 31-2105

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

(1) 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱責任者は職業紹介責任者の吉田 晴美です。

(2) 当事業所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、有料職業紹介担当とする。個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者 吉田 晴美とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する有料職業紹介担当の職員に対し、個人情報 取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講するものとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に務めることとする。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 吉田 晴美とする。

(3) 求職者の個人情報を収集する際の業務の目的は以下の通りとなります。

- ・ 職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際に使用します。
- ・ 職業紹介で求職者に開示の許諾を得た業務提携先に提供する際に使用します

●返戻金制度に関する事項 当事業所は、返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合には手数料の一部を払戻する制度）は、0～50%の範囲で以下のとおり設定しています。

- ・ 就業開始後1ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合・・・50%払い戻し
- ・ 就業開始後3ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合・・・30%払い戻し
- ・ 就業開始後4ヶ月以降の自己都合退職又は解雇の場合・・・返戻金なし

ただし、上記に係らず返戻金は求人者と当社の間で別の定めをする場合があります。

令和7年3月21日

ジャパンホールディングス株式会社

有料職業紹介事業許可番号

(09-ユ-300237)

業務の運営に関する規程

第1 求人

1 ジャパンホールディングス株式会社（以下「職業紹介所」という。）は、全国の企業から全職種の求人の申込を受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。

2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。

3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求職

1 本職業紹介所は全国からの求職の申込みについてこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。

3 常に、日雇の又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本職業紹介所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

第3 紹介

1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に應ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。

2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。

3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。

5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。

6 本職業紹介所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行

われている間は求人者に、紹介を致しません。

7 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

1 本職業紹介所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

2 本職業紹介所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本職業紹介所に対して、その報告をしてください。

また、本職業紹介所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本職業紹介所に対して報告してください。

3 本職業紹介所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。

4 本職業紹介所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。

5 本職業紹介所の取扱職種の範囲等は、全職種です。

6 本職業紹介所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本職業紹介所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

令和3年11月15日

ジャパンホールディングス株式会社
代表取締役 吉田 晴美

個人情報適正管理規定

第1条（目的）

1. この規定は、ジャパンホールディングス株式会社（以下「会社」という）が、有料職業紹介事業を行うにあたり、求職者又は求職者であった者（以下「求職者等」という）の個人情報の保護等に関する事項を定めることを目的とする。

第2条（定義）

1. この規定において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。
 - ①個人情報 求職者等個人に関する情報であつて、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（その情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるのものを含む。）
 - ②個人情報秘密 個人情報のうち、一般に知られていない事実であつて（非公知性）、他人に知られないことにつき本人が相当の利益を有すると客観的に認められる事実（要保護性）をいう。

第3条（適用対象範囲）

1. この規定は、会社の代表者、社員、使用人その他の従業者及び代理人（以下「会社関係者」という。）に適用する。

第4条（個人情報取扱者）

1. 求職者等の個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は職業紹介担当グループの職員（以下「取扱者」という。）に限定し、個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 松永 義仁とする。

第5条（個人情報の収集）

1. 会社は、個人情報を収集する場合、求職を受理する際には、当該求職者の能力に応じた職業を紹介するため必要な範囲で行うものとする。
2. 次の個人情報の収集を行ってはならない。
 - ①思想、信条、宗教、人生観、生活信条、支持政党、購読新聞、雑誌、及び愛読書に関する事項。
 - ②人種、民族、社会的身分、門地、本籍地、出生地、その他社会的差別の原因となる恐れのある事項
 - ③家族の職業、収入、本人の資産等の情報（税金、社会保険の取扱い等労務管理を適切に実施するために必要なものを除く。）
 - ④容姿、スリーサイズ等差別的評価につながる情報
 - ⑤労働運動、学生運動、消費者運動その他社会的運動に関する情報
3. 前2項については、特別な業務上の必要性が存すること、その他業務の目的の達成に必要不可欠であつて、収集目的を示して本人から収集する場合にはこの限りではない。

第6条（情報収集の方法）

1. 会社は、個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手続によらなければならない。

第7条（保管又は使用）

1. 取扱者は、個人情報収集目的の範囲外で、又は他の保管又は使用の目的を示して本人の同意を得た範囲外で、保管又は使用してはならない。ただし、法律の規定による場合はこの限りではない。

第8条（遵守）

1. 会社は、次の措置をとり、個人情報管理を徹底しなければならない。
 - ①取扱者に対する本規定及び付随する諸規則、法令等の周知
 - ②個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置
 - ③個人情報の紛失、破壊及び改ざんを防止するための措置
 - ④正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置
 - ⑤収集目的に照らして保管する必要がなくなった（本人から破棄や削除の要望があった場合を含む）個人情報破棄又は削除するための措置
 - ⑥取扱者に対する個人情報取扱いに関する教育・指導を1年に1回以上実施すること。
 - ⑦求職者等からの「苦情・相談」に対する迅速かつ適切な措置
 - ⑧職業紹介責任者は、少なくとも2年に1回は職業紹介責任者講習を受講し、個人情報に関する知識情報を得よう努めること。
 - ⑨その他、所管範囲内における個人情報管理の徹底に必要となる措置

第9条（個人情報の本人開示等）

1. 求職者等は、自己の個人情報の開示を何時でも会社に求めることができる。
2. 会社は求職者等から個人情報の開示を求められた場合には、本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞無く行うものとする。さらに、それに関し訂正（削除を含む。以下同じ。）を求められた場合には、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは遅滞なく訂正を行うものとする。
3. 会社は、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、求職者等へ周知に努めるものとする。
4. 会社は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して不利益な取扱いをしてはならない。

第10条（個人秘密の漏洩禁止）

1. 会社関係者は、業務上知り得た求職者等の秘密に該当する事項及び個人情報を正当な理由なく他人に知らせたり、漏らしたりしてはならない。会社関係者でなくなった後においても同様とする。
2. 会社関係者は、求職者等に関する個人情報を正当な理由なく関係のない他人に知られないように管理しなければならない。

第11条（苦情・相談）

1. 求職者等から、会社における自己の個人情報管理等の取扱いについて苦情、相談の申出があった場合は、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者松永義仁とする。
2. 前項により求職者等から申出を受け付けた職業紹介責任者は誠意をもって適切な処理をし、その内容については必要な記録を行わなければならない。

附則

この規程は令和4年11月15日から施行する。